○内閣府令第六十八号

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）並びに事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）及び事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第二百四十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに同法を実施するため、信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（信託業法施行規則の一部改正）

第一条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次 第一章　［略］ 第二章　信託会社 ［第一節～第五節　略］ 第六節　特定の信託についての特例（第五十一条の二―第五十三条） 第七節　担保付社債に関する信託事業及び企業価値担保権に関する信託業務に係るこの府令の適用（第五十三条の二） ［第三章～第六章　略］ 附則	目次 第一章　［同上］ 第二章　［同上］ ［第一節～第五節　同上］ 第六節　特定の信託についての特例（第五十一条の二―第五十三条） ［第三章～第六章　同上］ 附則
（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項） **第四十条**　［略］ ［２・３　略］ ４　信託会社は、本店その他の営業所を他の信託会社（担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社を含む。）、外国信託会社、金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。）又は事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六条第二項に規定する企業価値担保権信託会社の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（金融機関代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。第七十二条第二項第一号において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託会社を当該他の信託会社、外国信託会社、金融機関又は企業価値担保権信託会社であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。 ［５～14　略］	（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項） **第四十条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　信託会社は、本店その他の営業所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（金融機関代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、水産業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。第七十二条第二項第一号において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託会社を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。 ［５～14　同上］